

川崎市幸区公告 第 4 9 号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日

川崎市幸区長 山口 美穂

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 7 年度	介護 保険料	普徴 第 1 期 分 以 降	令和 7 年 1 2 月 1 日	計 8 件 （ 5 名 ）
令和 7 年度	介護 保険料	普徴 第 3 期 分 以 降		計 1 件 （ 1 名 ）
令和 7 年度	介護 保険料	特徴 第 2 期 分 以 降		計 2 件 （ 1 名 ）
令和 7 年度	介護 保険料	特徴 第 4 期 分 以 降		計 2 件 （ 2 名 ）

（別紙省略）